

前橋市設計業務委託等検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が発注する設計業務委託等（以下「業務」という。）について地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき市の職員が行う検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における業務とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 地質調査、単純調査等業務、測量作業
- (2) 調査、計画業務
- (3) 土木設計業務
- (4) 建築設計業務
- (5) 用地調査等業務

(検査の種類)

第3条 検査は、完了検査及び部分引渡検査とする。

2 完了検査は、業務完了報告書の提出があったときに行うものとする。

3 部分引渡検査は、業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分の業務が完了したときに行うものとする。

(検査員)

第4条 検査員とは、次の者をいう。

- (1) 工事検査員
- (2) 指定検査員 検査に特別な技術を要するとき又は同一の時期に多数の検査が集中したときに、契約監理課長が指定した者
- (3) 担当課検査員 業務を担当する所属長（以下「業務担当課長」という。）が指定した者

(検査員の検査等)

第5条 委託金額200万円以上の検査は工事検査員又は指定検査員が行い、委託金額200万円未満の検査は担当課検査員が行うものとする。

(検査の命令)

第6条 工事検査員又は指定検査員の検査は契約監理課長が命じ、担当課検査員の検査は業務担当課長が命ずるものとする。

(検査の実施)

第7条 検査員は、契約書、図面、仕様書その他の関係書類に基づいて適正かつ厳正に検査を行わなければならない。

(検査台帳)

第8条 契約監理課長は、検査の成績その他必要事項を検査台帳に記載し、経過を明確にしておかなければならない。

(検査実施の手続)

第9条 業務担当課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、検査に必要な書類を添えて契約監理課長に対し検査の実施について依頼し、又は担当課検査員に対し検査を命じなければならない。

(1) 受注者から業務完了報告書の提出があったとき。

(2) 受注者から業務についての部分引渡検査の申請があった場合において検査をする必要があると認めたとき。

2 契約監理課長は、前項の規定による検査の依頼があったときは、直ちに当該検査を担当する検査員を指定し、検査日時を定めて当該工事担当課長に通知するものとする。

(検査の中止等)

第10条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止し、契約監理課長又は業務担当課長の指示を受けなければならない。

(1) 検査に当たって受注者が検査員の職務を妨害したとき。

(2) 検査ができない事情がある場合、その他検査の実施について疑義が生じたとき。

(検査の立会い)

第11条 検査員は、検査を行うときは当該業務の監督員又は業務担当課長が指定する職員及び受注者に立会いを求めなければならない。

(検査報告)

第12条 検査員は、完了検査又は部分引渡検査を実施後直ちに検査調書を作成し、契約監理課長又は業務担当課長に報告しなければならない。この場合において、完了検査に係る報告を行うときは設計業務委託等成績評定表を添付しなければならない。

2 契約監理課長は、契約の内容に適合したものであることを確認した場合においては、検査調書及び業務成績評定表を業務担当課長に通知するものとする。

3 業務担当課長は、契約の内容に適合したものであることを確認した場合においては、検査調書及び業務成績評定表を契約監理課長に通知するものとする。

(修補の指示)

第13条 検査員は、検査の結果、業務の修補が必要であると認めたときは、受注者に対し、直ちに修補を指示しなければならない。

(検査の基準)

第14条 検査基準は、別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。